

※1948年12月10日の国連総会で「世界人権宣言」が採択され、
国連はこれを記念して12月10日を「人権デー」としています。
国内では、12月4日から人権デーまでの1週間を「人権週間」と
して、全国的な啓発活動が行われます。



人権週間特集号



実は知らないかも	2
人権擁護委員、人権ふれあいセンター	3
啓発活動強調事項	4
人権3法をご存じですか?	6
人権作文	8
子どもの人権	10
ハンセン病のことを知っていますか?	11
多様な性、SDGs	12
男女共同参画	13
インターネットによる人権侵害、本人通知制度	14

～人権啓発キャッチコピー～

「誰か」のこと じゃない。

実は知らないかも... 人権のこと

人権って？

人権とは、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である」と「世界人権宣言」にうたわれており、「日本国憲法」においても、基本的人権の享有と法の下に平等が保障されるなど、誰もが生まれながらに持っている権利と考えられています。

また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて、各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人びとが個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」と述べられています。

歴史的に見ても、人権は国家権力の濫用から国民の権利を守るために形成され、具体的には憲法をはじめとする法として成文化されています。その意味で、憲法上の人権とは、国家権力に対して主張しうる権利であるといえます。そして、対国家的権利としての憲法上の人権を尊重する義務を負うのは、国家権力を行使する政府機関や公務員の側にあります。このようなことから公務員など権力を行使する立場にある者は高度な人権感覚が求められます。

また、近年では、マスメディアや大企業、その他の各種団体が個人の権利を侵害する事例や私人間相互において差別や虐待といった形で起こる人権侵害などが、深刻化しています。誰もが幸福に生きていく社会を実現するために、日常生活において人権が文化として普遍的に存在する社会の実現を図る必要があります。

(第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画1ページより)

日本国憲法（抜粋）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抜粋）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

第2次あま市人権尊重のまちづくり行動計画を策定しました

本市では、人権施策を総合的に推進するため、『思いやりと 助け合いで 築こう 人権尊重のまち“あま”』を新たな基本理念に掲げ「第2次あま市人権推進のまちづくり行動計画」を策定いたしました。

【基本理念】

思いやり 助け合いで 築こう 人権尊重のまち“あま”

【基本目標】

**自分らしく生きる
社会を目指す**

**助け合い、支え合う
共生社会を目指す**

**認め合い、尊重しあう
人権尊重のまちを目指す**

**物理的・心理的な
バリアフリーを目指す**

◆重点的に取り組む人権施策の推進（共通施策）

- 1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進
- 2 学校等における人権教育・啓発の推進
- 3 職場における人権教育・啓発の推進
- 4 人権擁護の推進

◆重点課題（分野別施策）と取組の方向性

- | | |
|--------------|------------------|
| 1 女性 | 6 外国人 |
| 2 子ども | 7 インターネットによる人権侵害 |
| 3 高齢者 | 8 ハンセン病・感染症患者等 |
| 4 障がいのある人 | 9 性的マイノリティ |
| 5 部落差別（同和問題） | 10 様々な人権問題 |

人権擁護委員を知っていますか？

市では、法務大臣により委嘱された人権擁護委員が活動しています。

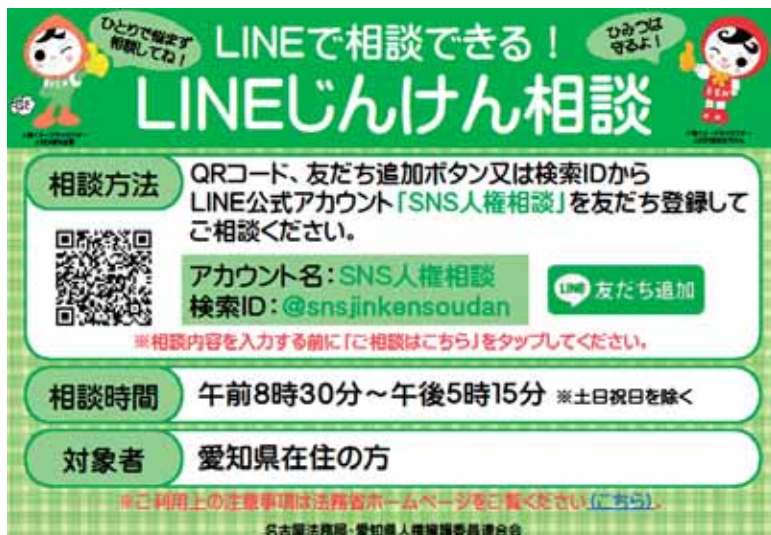
人権擁護委員とは

人権擁護委員は、地域の皆さんに人権について関心と理解を深めてもらうために、様々な啓発活動を行っています。また、あらゆる人々の人権を守るため、毎日の暮らしの中で起こる人権に関する問題に対し、法務局や市役所などで人権相談に応じています。

相談窓口のご案内

毎月第3金曜日（祝日の場合は、前日）に人権擁護委員による人権相談を開催しています。予約不要で相談内容等の秘密は厳守いたします。広報や市公式ウェブサイトにて、ご確認ください。

また法務局にて各種相談が受けられます。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。



ひとりで悩まず相談してね！ ひみつは守るよ！

LINEで相談できる！ LINEじんけん相談

相談方法 QRコード、友だち追加ボタン又は検索IDからLINE公式アカウント「SNS人権相談」を友だち登録してご相談ください。

アカウント名: SNS人権相談
検索ID: @snsjinkensoudan

友だち追加

※相談内容を入力する前に「ご相談はこちら」をタップしてください。

相談時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土日祝日を除く

対象者 愛知県在住の方

※ご利用上の注意事項は法務省ホームページをご覧ください。 (こちら)

名古屋法務局・愛知県人権擁護委員連合会

人権擁護委員再任・新任のお知らせ

令和4年4月1日付で^{きこだ ゆりこ}迫田百合子委員（再任）、^{かべ や のりあき}壁谷紀昭委員（新任）、10月1日付で^{まつ い}松井匡人委員（新任）が法務大臣より委嘱をされ、人権擁護委員活動をお願いすることとなりました。任期は3年になります。人権に関するお悩みなどありましたら、お気軽にご相談ください。

『人権ふれあいセンター』をご利用ください

あま市の東部にある人権ふれあいセンターでは、一階に図書室や健康管理コーナー、展示スペースがあり、2階、3階では、ダンスや手芸、歌謡等の講座を開催しています。

展示スペースでは、ハンセン病強制隔離に抗した医師小笠原登博士の遺品・遺稿を展示しています。

また、人権に関するパンフレット等多数取り揃えています。是非ご来館ください。

- <住所> あま市西今宿平割二32番地
- <開館時間> 午前9時から午後5時まで（日曜、祝日、年末年始は休館）
- <電話> 052-444-5393



令和4年度 啓発活動強調事項

(1) 女性の人権を守ろう

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）などの人権問題が発生しています。誰もがお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(2) 子どもの人権を守ろう

いじめや体罰、それらに起因する自殺、児童虐待、児童買春や児童ポルノなどの性的搾取といった人権問題が発生しています。子どもが一人の人間として、また権利の主体として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(3) 高齢者の人権を守ろう

高齢者に対する就職差別、介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しています。高齢者が生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう

障害のある人が就職差別や職場における差別待遇を受けたり、車椅子での乗車、アパート・マンションへの入居及び店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を推進することによって、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(5) 部落差別（同和問題）を解消しよう

部落差別（同和問題）については、インターネット上の差別的書き込み、結婚・交際、就職・職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第6条に基づく調査の結果を踏まえながら、啓発によって新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

また、部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因となっているものに、いわゆる「えせ同和行為」があり、この「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必要です。

(6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、その歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(7) 外国人の人権を尊重しよう

外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱い、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集める中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、ヘイトスピーチを解消していくことが必要です。

多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

(8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう

新型コロナウイルス感染症、エイズ、肝炎等の感染症に関する知識や理解の不足から、日常生活や、学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に関する正しい知識を持ち、正しい情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(9) ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう

「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」にもあるとおり、ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対して、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実です。

ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であることなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(11) 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者やその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者やその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(12) インターネット上の人権侵害をなくそう

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見・差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案が急増しています。このような情報の発信は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるものであって、決してあってはなりません。

個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

(13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

(14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(15) 性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう

同性愛や両性愛といった性的指向に関する偏見や差別によって、職場を追われたりするなどの人権問題が発生しています。また、性自認（性同一性）に関する偏見や差別から、身体の性と心の性が一致していない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりするなどの人権問題も指摘されています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(16) 人身取引をなくそう

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

震災等の大きな災害の発生時における、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信するなどの行動は、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけしていくことが必要です。

差別を解消することを目的にした3つの法律（人権3法）をご存じですか？

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）**」が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

●障害者差別解消法では「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」を禁止しています。

○不当な差別的扱いの禁止とは？

学校の受験、入学を断ることや受付の対応をしないなど、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件を付けることなどが禁止されています。

また、正当な理由があると判断した場合は、その理由を説明し、納得を得られるよう努める必要があります。正当な理由としては、安全を確保するため、経済面の保全のため、行為の本来の目的や内容を維持するため、損害の発生を防止するため、などが挙げられます。

○合理的配慮とは？

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

また、本人が意思の表明を行うことができず、家族などの支援者が意思の表明を行う場合や表明がなくても合理的配慮の提供が必要だと考えられる場合も、配慮を行うことが必要と言えます。



あま市では、手話通訳者を設置しています。

【設置場所】

甚目寺庁舎社会福祉課 障害福祉係 ☎ 052-444-3135

【設置時間】

毎週火曜日 午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで
毎週木曜日 午前9時から正午まで

本邦外出身者に対する不当な差別的発言の解消に向けた取組の推進に関する法律

「**本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）**」が平成28年6月3日に公布・施行されました。

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本施策を定め、これを推進しようとするものです。

○ヘイトスピーチって何なの？

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています（「人権擁護に関する世論調査資料」より）。

例えば

- (1)特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの
- (2)特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えようとするもの
- (3)特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの

などは、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないものです。

○基本理念

国民は、ヘイトスピーチのない社会の実現に寄与するよう努める。

○国の責務

ヘイトスピーチの解消に向けた取組に関する施策及び地方公共団体の施策推進のための助言等の措置を講ずる。

○地方公共団体の責務

ヘイトスピーチの解消に向けた取組に関し、国と適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める。



改正入管法を知っていますか？

出入国管理及び難民認定法が改正され、2019年4月1日より施行されました。在留資格に「特定技能」が創設されたことにより、多くの外国人労働者が入国することで、深刻な人材不足を解消することを狙いとしています。

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化を認め合い、尊重し合う多文化共生社会の実現が求められています。

外国語人権相談ダイヤル

名古屋法務局 ☎ 0570-090911

平日 9:00~17:00 (年末年始を除く)

英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語
ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語
タイ語

部落差別の解消の推進に関する法律

部落差別解消推進法

平成28年12月に「**部落差別の解消の推進に関する法律** (いわゆる「**部落差別解消推進法**」)」が施行されました。現在も部落差別が存在するとともに、情報化に伴ってインターネットへの差別的な書き込みなど部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、部落差別は決して許されないものであるとの確認のもとに、部落差別がない社会の実現を目指しています。

この法律では、国と地方公共団体の責務を明らかにしています。

○国の責務

部落差別の解消に関する施策を講じる。

- 1 地方公共団体が必要な情報の提供・指導・助言を行う。
- 2 相談体制の充実を図る。
- 3 教育及び啓発を行う。

○地方公共団体の責務

部落差別の解消に関し、国と適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を講じるよう努める。

- 1 相談体制の充実
部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実に努める。
- 2 教育及び啓発
部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める。

人権侵害に関する書き込みを見つけた場合は、連絡を！

インターネットの普及により、特定の個人・団体や不特定多数の人を誹謗中傷したり、差別を助長したりする有害な情報が掲載されるなど、人権に関わる問題が多数発生しています。いったん掲載された情報は、様々なところに流出してしまう可能性があります。

インターネットを利用するときは、画面の向こうには常に人がいることを意識して、個人のプライバシーを守り、お互いの個性や違いを認め合う情報モラルを身につけましょう。

部落差別 (同和問題) に関すること

名古屋法務局人権擁護部	☎ 052-952-8111
名古屋法務局津島支局	☎ 0567-26-2423
愛知県県民文化局人権推進課	☎ 052-954-6167
あま市企画財政部人権推進課	☎ 052-444-0398
あま市人権ふれあいセンター	☎ 052-444-5393



「幸せ」

あま市立甚目寺中学校三年
細江 美有

幸せに生きるにはどうすればよいか。一度でも、考えたことはありますか。正解があるのかどうかはさておき、私はポジティブでいることが、その方法の一つなのではないかと思っています。なぜなら、幸せに生きている人が必ずしもポジティブではなくても、少なくとも私はポジティブでいる人の中で幸せそうでない人を見たことがないからです。

では、どうすればポジティブでいられるのか。
私は、「無駄なことは存在しない」と考えることだと思います。この言葉は、何か大きな壁に直面したときに必ず母が私に言ってくれる言葉です。幼いうちは、それは綺麗事であって、実際無駄だと思うことなんてたくさんあると思っていました。例えば、漢字のテストなのに間違えて英語の勉強をしてしまったとき。漢字の勉強をしたのに、内容が全く

違う英語だったなんて無駄なことをした、と思ってしまうがちです。ですが、英語の勉強をしたことで少なからず英語の知識が前よりも身についたのですから、それは無駄なんかではないはずです。中には、結局漢字のテストで点数が取れないのではと思う方もいるかもしれませんが、でも、これも別の見方をしてみてください。確かに点数が取れなかったことは悔しい思いをすることになると思います。ですが、そのとき間違えたことで「間違えると悔しい思いをする」ということが学べて、反省することができそうです。そして次はよく確認してから勉強しようと思えるはず。それを発見できただけでも人として一つ成長していると思えます。

生きていく中で、人はどうしても何かあやまちを犯してしまうものです。それは、謝っても許されないことかもしれません。その瞬間は自分を嫌いになるかもしれません。ですが、そこで自分を全否定して何もかもを諦めるのは最大のあやまちです。思う存分後悔して、これからは絶対に同じことはしないと反省する。そ

うすれば、今後同じあやまちを犯した人がいても、その人を救うことができる。犯したことを取り消すことができる。犯したときの反省を活かすことを考えてみませんか。前向きに生きていること、つまりポジティブに生きていることは、自分だけでなく、時には周りを救うこともできるのです。

ただ、そこで一番してはいけないことが、犯したあやまちを悪くないと思うことです。これはポジティブではありません。悪いことを悪いと認めた上で、反省し、それを活かすこと、悪いことを悪くないと思うことは全く違います。どんなことでも、まずは悪いと認めることが大切なのです。そこからどうするかとなったときに、どれだけ反省を活かすか。それを考え実行できてこそ、ポジティブな人なのです。

幸せに生きる方法はこれに限らずたくさんあります。私も、今はこの考え方をもっている、この先、変わるかもしれないし、常に前向きでいるなんて無理かもしれませんが、嬉ししいことも、悲しいことも、全て経

験です。きつと、今まで色々なことを経験したから幸せだと思えるのです。

ここまで述べてきましたが、実は幸せに生きる方法を考える必要はありません。ただ、いまりないかもしれません。ただ、いつか世の中ですべての人々が「幸せな生き方を探す」よりも、「生きていくことが幸せ」だと思えるようになったら、それほど素晴らしい世界はないだろうと思います。私は今、生きていることができて幸せです。



人権に関する作文の紹介

「当たり前」の日常に
向かって」

あま市立美和中学校三年
飯田 春佳

何が起こつたの。体に電気が流れたのかと考えてしまうほどの衝撃だった。

中学二年生の夏休み。制服に着替えた。久しぶりだからか。と、深く考えずにスカートを履いた瞬間、強い吐き気や鳥肌、体が震え始めた。急いでスカートと脱ぐと、体の力が抜け、座りこんでしまった。溢れる涙を拭いながら、そばにあった鏡で自分の全身を見つめた。成長していくにつれて、女性になっていく自分の体に嫌気がさし、鏡を割ってしまいそうになった。この日、僕はLGBTQ+という言葉を知り、自分

のことが分からなくなってしまった。このことを両親に話すことができなかった。話してしまうことによつて、両親への裏切り、環境や友人関係に変化があるのではないかと思つてしまったから。そして、馬鹿にされたり、暴言を吐かれたりしてしまふことが怖かつたから。我慢すれば幸せ。この言葉を自分に言い聞かせ、カミングアウトを避けてきた。

こんな僕を助けてくれたのは、スクールカウンセラーの先生だった。スカートが履けないこと、両親に話せないこと。僕が悩んでいるものを受けとめ、改善策と一緒に探してくれた。打ち明ける一歩が踏み出せない僕の背中を押してくれた。僕は、スカートが履けないことを両親に打ち明けた。涙が溢れて、今までの記憶が走馬灯のように駆け巡つた。辛い、苦しい。心の声ははつきり聞かされた瞬間だった。話し終えた後、両親からの「話してくれてありがと

う。」という一言で、僕は今までにならぬほどに安心し、声が枯れるほど泣き叫んだ。心なしか、涙が温かく感じた。

制服を変えてから初めて学校に登校した日。僕は友達の反応を見るのが怖くて、逃げ出してしまいそうになった。しかし、スクールカウンセラーの先生が背中を押してくれたこと、両親の温かい愛情を思い出し、踏み止まることができた。友達が登校し、僕を見た瞬間、「かつこいいじゃん。」と言った。僕は啞然とした。驚いたり、理由を聞いたりしてくると思つたから。それと同時に、心が温かくなったような気がした。嬉し、安心した、などの気持ちが多く感じられた一日だった。僕は幸せ者だ。

このような経験から僕は、性別についての悩みの声をもっと聞いてほしいと思つた。LGBTQ+の理解は増えているが、SNSでは、いじめ、

悩み、中には「死にたい」という眩きも多くなつていると感じた。誰にも言えない悩みがどんどん重荷になつていき、「本当の自分」を見つけれなくなつてしまつたら、元も子もない。性別が変わろうと、一人の人間なのに、なぜ拒否をする人がいるのか。人間にとつて失うことのできる権利、「人権」を奪つてしまふなんて最悪だと思う。苦しめていい理由なんて一つもない。周りの人が性に対する悩みを受けとめてほしい。僕は、この問題と共に生きていく。LGBTQ+を「触れてはいけないもの」の扱いから、「理解できるもの」に変えてほしいのが僕の主張だ。この先、「なんでそんな格好しているの。」と聞かれたときに、胸を張つて「これが本当の自分だから。」と言えるような、世の中になつてほしい。

子どもの人権

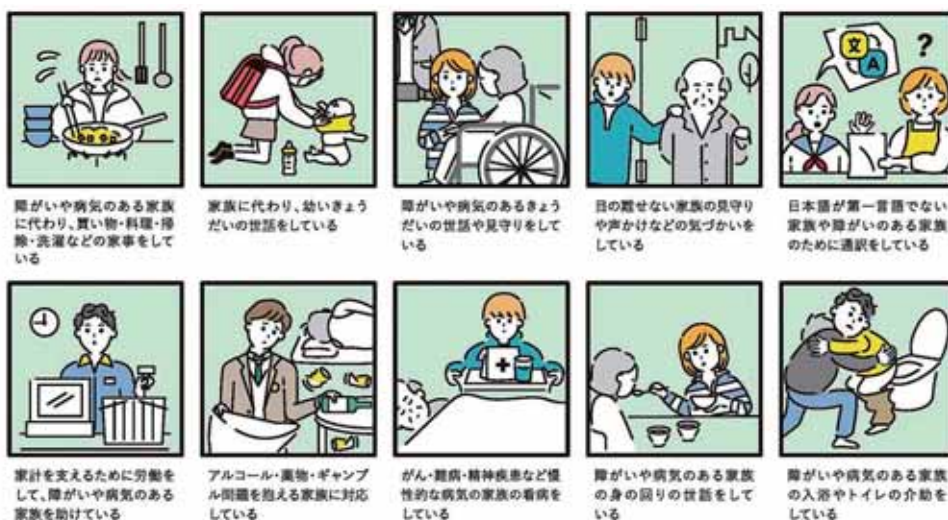
ヤングケアラーについて知っていますか？

ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、本来大人が担うような家事や家族の世話などを大人に代わって日常的に行っている18歳未満の子どものことです。

年齢に見合わない重い責任や負担を負うことで、学校生活などに支障が生じたり、こころやからだに不調が出たりと子どもらしい生活が送れていないことがあります。また、子ども本人にヤングケアラーという自覚がなく、負担を独りで抱え誰にも相談してないことも多いです。

ヤングケアラーとは、例えばこんな子どもたちです



ヤングケアラーに関する相談窓口

- ◆市の相談窓口 子育て支援課 ☎ 052-444-3173
- ◆その他の相談窓口 児童相談所相談専用ダイヤル ☎ 0120-189-783
- 24時間子供SOSダイヤル ☎ 0120-0-78310

～未来を担う子どもたちのために～

世界には、貧しさや飢えや戦争あるいは、虐待などで苦しんでいる子どもがたくさんいます。このような現実を目に向けた世界の国々は、平成元年（1989年）国連において、世界中の子どもたちがもっている権利を定めた「児童の権利に関する条約」（子ども権利条約）を採択しました。日本も国内における子どもの人権尊重への取組を強めると、子どもの人権尊重について世界各国と協力していくために、平成6年（1994年）にこの条約を批准しました。

しかし、日本では虐待やいじめによる自殺、子どもの貧困問題など、子どもの人権は、近年深刻な状況にあります。子どもは、自ら助けを求めにくく、周囲の大人がいち早く気づいてあげることがとても重要になってきます。

あま市では「あま市虐待等防止ネットワーク協議会」を設置しております。

- ◆あま市虐待等防止ネットワーク協議会 児童虐待（子育て支援課） ☎ 052-444-3173
- ◆児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応 ☎ 189



ハンセン病のこと知っていますか？

Q ハンセン病ってどんな病気？

A ハンセン病は、らい菌による感染症で、おもに皮膚や抹消神経がおかされる病気です。熱さ、冷たさ、痛みなどの感覚が麻痺するため、やけどや傷ができては分からなかったりすることがあります。

しかし、菌自体の毒性は少なく、感染力もたいへん弱いので、ほとんど感染することはなく、たとえ感染しても自然に治り、発病はまれです。現在では、薬によって確実に治せます。

Q なぜ差別されたのか？

A ノルウェーの医師アルマウエル・ハンセンがらい菌を発見し、感染症であることが分かったハンセン病は感染力がとても強い病気で、しかも遺伝する病気だと誤解され、感染することを恐れた人たちによって、ハンセン病の人たちや家族は、社会から疎外されるなどの差別をうけました。また、国の隔離政策により、療養所に強制隔離されたり、家が消毒されたりしたことが、より一層、誤解や偏見を招きました。

Q 療養所の今は？

A 現在は、全国で927名（令和4年5月1日現在）の方が全国14か所の療養所で生活をしています。入所者は自由に療養所を退所、再入所することができるようになりましたが、高齢化、後遺症、偏見・差別などのために、多くの方が療養所での生活を余儀なくされています。入所者は、後遺症を抱えながら、自由に生きるための努力をされています。

ハンセン病強制隔離に抗した 医師 小笠原 登



強制隔離政策時代の中、京都大学のハンセン病治療を担当していた小笠原登博士は、昭和16(1941)年の「日本らい学会総会」で、らいの発病は、感染よりも体質を重視すべきこと、らいは不治ではないという自分の信念、経験に基づき当時の強制隔離政策に毅然と反対しましたが、国策に反対する邪説として学会から葬り去られました。

しかし、その後も日常の臨床経験に基づく科学的先見性とヒューマニズム精神により、京都大学の特別外来であえて違う病名をつけて隔離せずに治療を行い続け、在宅治療を希望する患者本人は言うまでもなく、その家族等に大きな幸せをもたらしました。



あま市人権ふれあいセンターでは、旧甚目寺町出身の医師でハンセン病患者に対して献身的な治療を行い、人間回復に生涯を捧げられた故小笠原登博士（名誉町民）の功績を称えて、遺品・遺稿の展示をしております。

多様な性について考えよう!

Lesbian

【レズビアン】

女性同性愛者

Gay

【ゲイ】

男性同性愛者

Bisexual

【バイセクシュアル】

両性愛者

Transgender

【トランスジェンダー】

性別越境者

LGBTとは

L=レズビアン、G=ゲイ、B=バイセクシュアル、T=トランスジェンダーの頭文字をとった性的マイノリティの総称のひとつです。

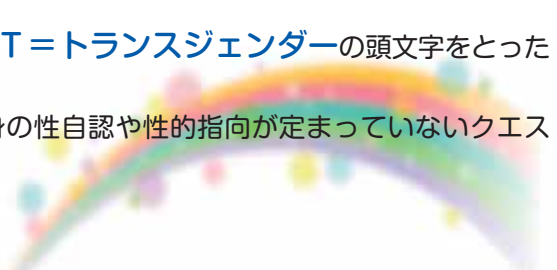
他にも恋愛や性愛の対象を持たないAセクシュアル、自身の性自認や性的指向が定まっていなくエスチョニングの方など多様な性のあり方があります。

SOGI | 性的指向と性自認

LGBTという言葉で性的マイノリティの認知が広がりましたが、LGBT以外にも様々なセクシュアリティがあり、すべてのセクシュアリティを包括することが出来ないため、最近では性的指向と性自認 (Sexual Orientation & Gender Identity)を略して、SOGIという言葉が使われています。

性的指向は「どんな性を好きになるか」、性自認は「自分自身のセクシュアリティ (性のあり方)をどのように認識しているか」という意味になります。

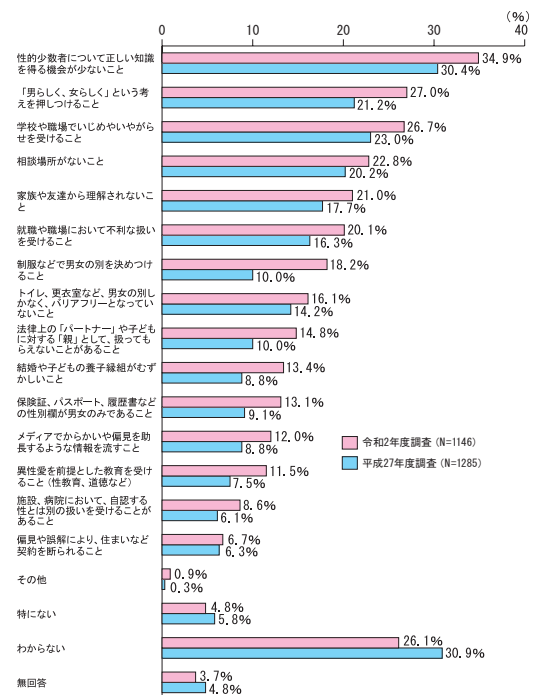
LGBTは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、それぞれの人を表す言葉ですが、SOGIが示している「性的指向」と「性自認」は、LGBT当事者だけでなく、すべての人が持ち合わせています。



令和2年～人権に関する市民意識調査結果から～

Q 性的マイノリティの人々に関する人権上の問題として、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。(複数回答)

「性的少数者について正しい知識を得る機会がないこと」の割合が34.9%と最も高く、次いで「男らしく、女らしく」という考えを押しつけること」の割合が27.0%、「学校や職場でいじめやいやがらせを受けること」の割合が26.7%となっています。



法務省電話相談

みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110

法務省インターネット人権相談受付窓口

<http://www.jinken.go.jp/>

誰ひとり取り残さない

これはSDGsの基本理念を示す言葉です。



2015年9月に国連で「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。そこに含まれるSDGs (持続可能な開発目標) 17目標・169ターゲットの達成に向けて、世界でも国内でもさまざまな取組が進められています。SDGsの内容はどれも「人が生きること」と関連しており、人権尊重の考え方がベースにあります。

SDGsが含まれる「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の冒頭にある「誰一人取り残さない」はそれを象徴しています。「2030アジェンダ」には世界人権宣言など人権への言及も多く含まれています。

「男女共同参画社会」って何だろう？

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）のことをいいます。

簡単に言うと「男性だから女性だからといったことにとらわれずに、その人の個性や能力が十分に発揮できる社会」ということです。一人ひとりが家庭、学校、地域、職場などで男女共同参画の実現に向け、お互いを尊重しましょう。

●男女共同参画実現のために



ワーク・ライフ・バランス
シンボルマーク

「ひとつ」という言葉は、試しに「まずは～してみよう」という意味と、数字としての「1つ」として、「できることをまず1つ」という意味を持っています。現状を「変える」というちょっと勇気があることを「カエル!」と称して誰もが知っているカエルのキャラクターに託し、愛嬌を持って呼びかけています。

※ワーク・ライフ・バランスとは

仕事（ワーク）と家庭や地域生活（ライフ）の調和（バランス）のこと。ワーク・ライフ・バランスが実現すれば、仕事にやりがいや充実感を持ち、家庭や地域生活においても、多様な生き方が選択できるようになると言われています。

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。主な手法として、クオータ制度（性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる）やメンター制度（上司とは別に指導・相談役を担うこと）などがあります。

◎女性のための相談窓口

あま市子育て支援課	☎ 052-444-3173
愛知県女性相談センター	☎ 052-962-2527
愛知県女性相談センター海部駐在室	☎ 0567-24-2134
ウィルあいち相談コーナー	☎ 052-962-2614

第2次あま市男女共同参画プランを策定しました

本市では、平成24（2012）年に「あま市男女共同参画条例」に基づいて「あま市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画やDV防止、女性の活躍推進に向けた施策を総合的に推進してきました。令和3（2021）年度末で「あま市男女共同参画プラン」の計画期間が終了することから、社会情勢に応じたより効果的な施策に取り組むため、「第2次あま市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

【目標像】

いろいろな 私でいい あなたでいい
みんなが笑顔で生きるまち

【基本理念】

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) あらゆる分野における方針の立案決定への参画
- (4) 家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立
- (5) 国際的視野の下での取組

【基本方針】

- 1 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発
- 2 子どもにとっての男女共同参画
- 3 男女平等意識を育てる教育・学習の充実
- 4 政策決定過程への女性の参画の拡大
- 5 様々な分野における男女共同参画の拡大
- 6 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組
- 7 誰もが働きやすい職場環境づくり
- 8 高齢者、障がいのある人、外国人市民等への支援
- 9 複合的に困難な状況に置かれている人々への支援
- 10 生涯を通じた女性のこころとからだの健康支援
- 11 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進
- 12 暴力の根絶に向けた意識啓発
- 13 犯罪防止に配慮した環境整備
- 14 被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実

インターネットによる人権侵害

インターネットの普及により、特定の個人・団体や不特定多数の人を誹謗中傷したり、差別を助長したりする有害な情報が掲載されるなど、人権に関わる問題が多数発生しています。

いったん掲載された情報は、様々なところに流出してしまう可能性があり、完全に削除することは難しいことから、人権を侵害する悪質な情報の掲載については、法的な対応や、業界の自主規制による対策が講じられています。

インターネットを利用するときは、画面の向こうには常に人がいることを意識して、個人のプライバシーを守り、お互いの個性や違いを認め合う情報モラルを身につけることが必要です。

◆インターネット上で差別を助長するような書込みを見つけた場合

あま市役所人権推進課 ☎052-444-0398

◆法務省電話相談

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

◆法務省インターネット人権相談受付窓口

<http://www.jinken.go.jp/>



◆インターネット上の違法・有害情報の通報受付窓口

インターネット・ホットラインセンターURL(警視庁や法務省人権擁護機関とも連携)

<http://www.internethotline.jp/>

事前登録型本人通知制度に登録しましょう!

不正取得は、私たちの人権にかかわる問題です。

この制度は、事前に登録した方に対して、その方の戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、証明書を交付したという事実を通知する制度です。

戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの不正取得による個人の権利侵害の防止を図るために実施しています。



次のページに申請書を掲載しています。ぜひ、ご登録ください。➡

受付及び問い合わせ窓口

市民課 (☎ 052-444-3167) または

美和市民サービスセンター・七宝市民サービスセンター (七宝公民館内) 窓口まで

様式第1号 (第4条関係)

あま市本人通知制度登録申込書

年 月 日

あま市長 様

申込みに みえた方	住 所	〒 -		
	氏 名			
	連絡先			
申込者の区分		1 本人	2 法定代理人	3 代理人

あま市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

通知を希望する者の 氏名 (住民票の写し等 に記録のある者)	フリガナ -----			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女	
住 所	〒 -			
本 籍		筆頭者		
連 絡 先				

法定代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人			
氏 名	フリガナ -----			
住 所	〒 -			
連 絡 先				

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注3 次の書類を提示し、又は提出してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類 (個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等)
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類 (戸籍謄本等)
- (3) あなたが法定代理人以外の者であるときは、併せてその旨を証明する書類 (委任状と委任者の本人確認書類 (コピー可))

※ 次の欄は、記入しないでください。

受付	入力	照 合	本人等の確認書類		備 考
			<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ()	

事前登録による住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この申込書により申込みをし、登録された方に係る住民票の写し等（※1）を第三者（※2）に交付した場合に、その旨を通知します。

また、その方が住民票の写し等を交付した事実の証明を必要とするときは、申請をいただくことにより証明書（※3）を交付します。

 - ※1 住民票の写し等とは、住民票（除票を含む。）の写し、住民票（除票を含む。）記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍を含む。）記載事項証明書をいいます。
 - ※2 第三者とは、本人等の代理人及び本人等以外の方（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいいます。本人等とは、住民票関係の場合は本人又は同一の世帯に属する方、戸籍関係の場合は本人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。
 - ※3 証明書の内容は、住民票の写し等を第三者に交付した年月日、その種類及び通数並びに当該第三者が本人の代理人である場合はその氏名及び住所です。
- 2 登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、あま市住民票の写し等交付通知書を送付します。
- 3 第三者に住民票の写し等を交付した事実の証明を必要とするときは、あま市住民票の写し等交付事実証明書交付申請書に必要事項を記載の上、前項の通知書とご本人であることが確認できる書類（個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等で本人の写真が貼付されたもの等）を添えて、あま市市民生活部市民課まで申請してください。
- 4 証明書は、登録された方に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り交付するもので、登録された方と同一の住民票、戸籍等に記載されている方であっても、登録されていなければ交付の対象とはなりません。
- 5 証明書の交付1件につき、手数料として200円が必要です。
- 6 登録を希望する方又は登録された方は、代理人により登録の申込み又は証明書の交付申請をすることができます。
- 7 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申込み又は証明書の交付申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - （1）登録を希望される方又は登録された方が疾病等により直接、申込み又は証明書の交付申請をすることができない場合
 - （2）他の市区町村に居住している場合
- 8 郵便等により証明書の交付申請をするときは、あま市住民票の写し等交付事実証明書交付申請書に、あま市住民票の写し等交付通知書、ご本人であることが確認できる書類、証明書の交付に必要な手数料の定額小為替証書、返信用封筒（宛名を記載し、返送に要する切手を貼付したもの）を同封してください。
- 9 転出又は転居等により、氏名、住所その他事前登録した内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
- 10 なお、登録された方が死亡したとき、居所不明により住民票が消除されたときは、登録を廃止します。